

## 第3章

# 暮らしにうるおいがあるまち

- 第1節 安心で豊かな暮らしの創出
- 第2節 人にやさしいまちづくり
- 第3節 健康づくり
- 第4節 安心安全なまちづくり





## 第3章 暮らしにうるおいがあるまち

### 第1節 安心で豊かな暮らしの創出

#### 1 定住化の促進

##### 《目指すべき方向》

##### ＝計画目標＝

- 生活環境の向上による定住化の促進を図るとともに、グリーンハイツ田中の販売促進に努めます。
- 公営住宅等長寿命化計画に基づき、町営住宅の管理を行うとともに、「あたごハイツ」への入居促進に努めます。
- 町有財産のうち、活用可能な土地について定住化促進に向けた対策を検討します。
- 都市と本町に住居を有する交流居住者との交流を深めるとともに、定住化をPRしていきます。
- 町営による公園墓地の整備に向けた詳細調査・検討を行います。

##### ＝施策の内容＝

##### 定住化の促進

(1) 住宅地の供給

(2) 町有地の有効活用

(3) 交流居住の推進

##### 《計画の背景》

- 緑豊かな環境に恵まれた田中地区に、定住促進を図る「グリーンハイツ田中」の宅地造成を行い、販売促進に努めています。  
現在、57区画のうち32区画が販売済となり、定住化に寄与しているところです。今後も早期完売を目指し、販売促進を展開する必要があります。
- 本町の町営住宅は212戸が整備されていますが、昭和30年代から40年代にかけて建設された木造住宅が多く、居住性の低下が懸念されています。
- 平成21年度に雇用能力開発機構から旧西原宿舎を購入し、新たに「あたごハイツ」として80戸が町営の賃貸住宅に加わったことから、定住化に向けた入居促進を図る必要があります。
- 町有財産の未利用地や町有林としての機能が低い土地、投機目的で購入した未利用地等について調査を行い、周辺環境に配慮した活用策を検討し、定住化につなげていく必要があります。

○近年、別荘地に定住者が増加していることから、墓地需要を踏まえ、町営墓地の整備検討を行う必要があります。

### 《目標実現に向けて》

#### (1) 住宅地の供給

- グリーンハイツ田中の販売促進に努めます。
- あたごハイツの入居促進と適切な維持管理に努めます。
- 社会情勢を総合的に勘案し、新たな宅地開発の研究を行います。
- 公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な施設の整備改善を図ります。

#### (2) 町有地の有効活用

- 町有の未利用地について、住宅地や定住化を促進する活用方法を検討し、具体化を図ります。

#### (3) 交流居住の推進

- 交流居住者の定住化に向け、未利用地域の把握や、新たな公共交通の構築、農業体験や観光等による地域交流を推進します。
- 町営による公園墓地の整備について、調査研究を行います。

### 《数値目標》

〈指標名:町営住宅の管理〉

区 分	基準年次(平成21年度)	目標年次(平成27年度)
町 営 住 宅	212	315

〈指標名:グリーンハイツ田中販売促進〉

区 分	基準年次(平成21年度)	目標年次(平成27年度)
分譲戸数(分譲率)	32(56%)	43(75%)



都市住民との交流

## 2 安全な水を暮らしに

### 《目指すべき方向》

＝計画目標＝

- 安全で安定した水道水の供給を図ります。
- 水源の確保と水道未普及地域の解消に努めます。

＝施策の内容＝

### 安全な水を暮らしに

(1) 水源の確保と水道未普及地域の解消

(2) 安全で安定した水道水の確保

(3) 老朽施設・設備の更新

(4) 節水意識の啓発

### 《計画の背景》

○本町は、市街化された地域のほかに、広大な区域に住宅等が点在する事情により、町営水道の普及が難しく、従来からの自家用井戸を利用している「未普及地域」があります。

このような状況の中で、上水道のさらなる整備を進めるためには水源の確保が最も重要な課題であり、さらに、近年のライフスタイルの多様化に伴う水需要の増加が見込まれる一方で、地下水の汚染が危惧されるなど「水の安全」が求められています。

○これらの水道需要に対応するため、簡易水道事業を統合し、新たに「那須上水道事業」として、効率的な運営を目指すこととしています。

○災害の発生時の対応について万全を期すとともに、安全で安定した水道水の供給を図るため、老朽化した設備や、送水管・配水管の更新を進める必要があります。

### 《目標実現に向けて》

#### (1) 水源の確保と水道未普及地域の解消

- 町内の「未普及地域」へ給水を行うため、水源調査などを積極的に進め、水源の確保を図ります。
- 町内の上水道・簡易水道を統合した那須上水道事業により、事業の効率的な運営と、水道未普及地域の解消を図ります。

#### (2) 安全で安定した水道水の確保

- 水道の安定供給を図るため、水源取水施設の改良に努めます。

○災害発生時等の被災者への迅速な給水を確保するため、緊急給水体制を整備します。

(3) 老朽施設・設備の更新

○老朽化した送水管・配水管の破損を未然に防止するため、これらの更新に努めるとともに、施設の耐震化を推進します。

○道路改良及び下水道工事に併せて老朽管の更新を進め、経費の節減と工事の効率化を図ります。

(4) 節水意識の啓発

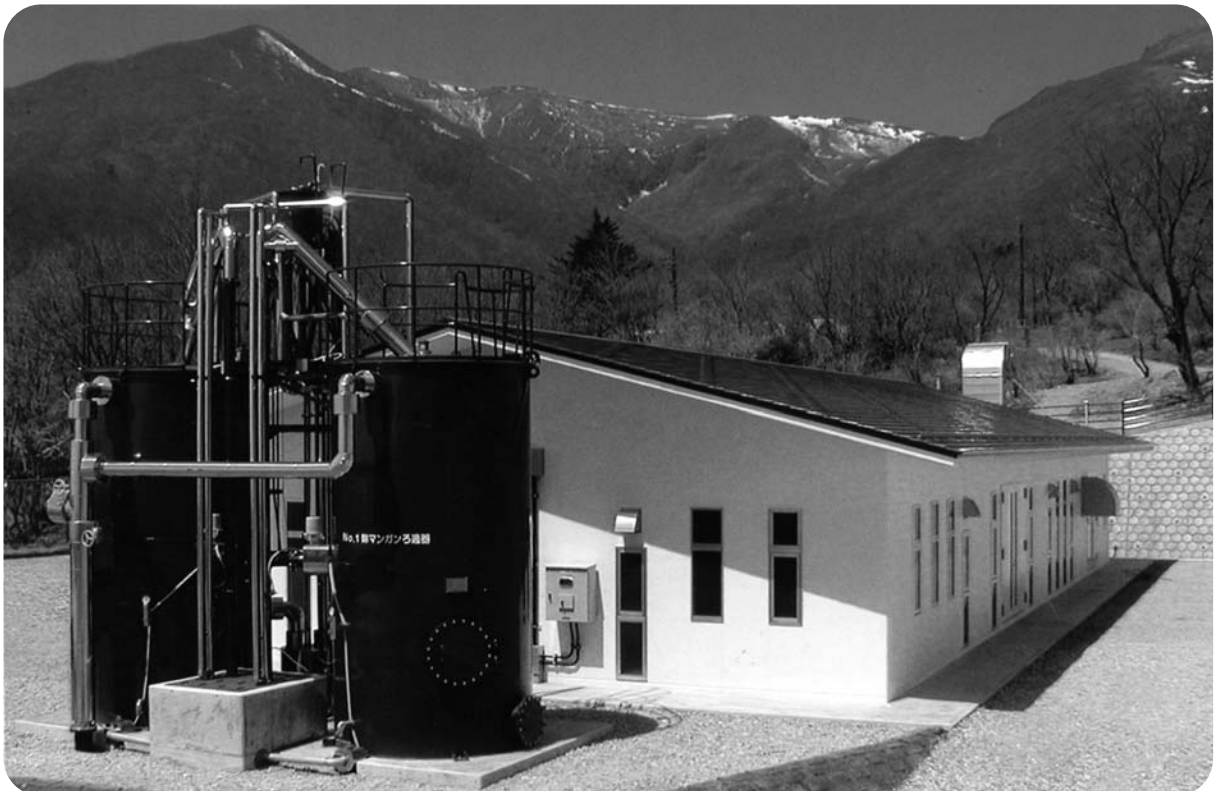
○本町の水道水のおいしさは「那須高原の水」として他に誇れるものですが、その水源には限りがあることから、今後も節水意識の啓発に努めます。

《数値目標》

〈指標名:上水道普及率〉

区 分	基準年次(平成21年度)	目標年次(平成27年度)
総人口 (A) 人	27,689	28,800
実給水人口 (B) 人	21,692	22,700
普及率 (A)/(B) %	78.38	78.81

おいしい水道水の供給のために



那須湯本西山浄水場

### 3 辺りの水をきれいに

#### 《目指すべき方向》

##### ＝計画目標＝

- 安心・快適で暮らしやすい環境づくりのため、湯本処理区内及び黒田原処理区内における公共下水道の整備を推進します。
- 下水道処理場から排出される下水汚泥の処理を適切に行います。
- 公共下水道の区域外となる地域については、浄化槽設置整備事業等を導入し、生活排水処理施設の普及を促進します。

##### ＝施策の内容＝

#### 辺りの水をきれいに

(1) 公共下水道の整備推進

(2) 下水汚泥の適切な処理

(3) 生活排水処理施設の普及促進

#### 《計画の背景》

- 公衆衛生の向上、河川の水質汚濁防止など、生活排水の処理は都市と農村の健全な発展にとって不可欠な課題となっています。
- 公共下水道の整備については、湯本処理区が昭和59年度から供用開始し、現在の供用面積は121haとなっています。使用開始から26年を経過し、施設の老朽化が著しいことから、計画的な施設の更新・整備が必要となってきました。  
また、黒田原処理区においては、平成14年度に供用を開始し、供用面積は78haとなっていますが、今後も管路延長工事を推進する必要があります。しかし、一方では近年の地域社会の構造変化に伴い、下水道事業全体計画を見直す必要性が生じてきました。
- 本町の生活環境向上のため、地域における公共下水道事業を計画的に推進するとともに、関係地域の加入促進に努める必要があります。
- 下水処理場で発生する汚泥については、湯本浄化センター内のコンポスト施設及び栃木県資源化工場等の汚泥処理施設においてリサイクルされ、肥料として農地等に還元しています。今後とも増大する汚泥処理については、適正を期す必要があります。
- 湯本・黒田原処理区以外の地域においては、生活環境の改善を図るため、生活雑排水の処理について合併浄化槽の設置推進を図る必要があります。

《目標実現に向けて》

(1) 公共下水道の整備推進

○全体計画の見直しを行うとともに、湯本処理区においては、湯本浄化センター施設の増設や、改築工事を推進します。

また、黒田原処理区においては、事業認可区域内の未整備区域の整備を推進します。

(2) 下水汚泥の適切な処理

○下水処理場から排出される下水汚泥の処理については、湯本浄化センター内のコンポスト施設及び栃木県下水道資源化工場等において適切に処理します。

(3) 生活排水処理施設の普及促進

○公共下水道認可区域以外の地域については、浄化槽設置整備事業等により合併浄化槽の普及促進に努めます。

《数値目標》

〈指標名:下水道整備計画〉

区 分		単位	基準年次 (平成21年度)	基準年次 (平成27年度)
公共下水道	総人口 (A)	人	27,594	28,800
	全体計画区域面積 (B)	ha	620	※620
	認可区域面積 (C)	ha	268	281
	供用開始区域面積 (D)	ha	199	225
	供用開始区域内人口 (E)	人	2,833	3,303
	下水道普及率 (E/A)	%	10.3	11.5
	終末処理場箇所数	箇所	2	2
	処理能力	m <sup>3</sup> /日	7,300	8,600
その他	合併浄化槽利用人口 (H)	人	8,723	10,943
	合併浄化槽普及率 (H/A)	%	31.6	38.0
	単独浄化槽利用人口 (I)	人	10,745	9,751
	浄化槽合計 (H)+(I)=(J)	人	19,468	20,694
	汲取り (K)	人	5,293	4,803
	公共下水道以外人口 (J)+(K)=(L)	人	24,761	25,497
	生活排水処理普及率 (E+H/A)	%	41.9	49.5

※都市計画変更により数値に変動があります。



## 4 国際交流の推進

### 《目指すべき方向》

#### ＝計画目標＝

- 幅広い年齢層を対象に、海外研修をはじめとする各種事業を通じて国際交流の場を提供し、外国人との直接交流を中心に国際理解を深めながら、外国人にやさしいまちづくり、暮らしやすいまちづくりを目指します。
- 観光交流都市や姉妹都市締結に向けた調査研究を行います。

#### ＝施策の内容＝

### 国際交流の推進

#### (1) 海外派遣及び交流事業の推進

#### (2) 国際理解促進事業の展開

### 《計画の背景》

- 本町では、中学生を対象にした海外派遣を実施していますが、視野拡大に多くの成果が得られていることから、事業の継続化を望む声が大きくなっています。また、幅広い年齢層において、外国人と気軽にコミュニケーションができる環境づくりが望まれています。
- 外国人の居住者や外国からの観光客対応も含め、外国語標示による案内板、パンフレット作成等を交流事業のひとつとして位置づけ、外国人にやさしいまちづくりを展開する必要があります。

### 《目標実現に向けて》

#### (1) 海外派遣及び交流事業の推進

- 中学生を対象にした海外派遣を行い、海外での体験学習を通じて国際的視野を養い、将来の町の担い手である子どもたちを育てます。
- 女性・青年層の海外派遣支援や、各種事業の展開により、国際交流推進の指導者養成を行います。

#### (2) 国際理解促進事業の展開

- 公共施設内において、外国人の方にわかりやすい表示や、職員のスキルアップにより、行政サービスの向上に努めます。
- NPO等との連携により町内に居住する外国人との交流を推進し、国際的視野に立ったまちづくりを推進します。
- 関係機関等を通じ、観光交流都市や、国際姉妹都市提携に向けた調査研究を行います。

## 5 地域情報化の推進

### 《目指すべき方向》

＝計画目標＝

- インターネットを活用した電子申請・公共施設の予約・福祉施策との連携を図るシステム構築を検討し、行政サービスの向上を図ります。
- 地上デジタル放送移行に伴い、関係機関と連携した受信対策を推進します。
- 地理的要因等による情報通信格差の解消を図ります。
- 情報伝達システムの導入を図ります。

### 地域情報化の推進

(1) 電子自治体構築の推進

(2) 地上デジタル放送受信に関する支援促進

(3) 情報伝達システムの構築

### 《計画の背景》

- 国のIT推進政策の進展により、現在の日本では高度な情報化社会が構築されています。情報通信技術は日進月歩の進展を遂げており、市民の生活や、経済活動において必要不可欠な基盤となっています。
- 地域の情報化については、都市部と地方部に著しい情報格差が生じてきました。国は、この解消のため、「デジタルディバイド解消戦略」を掲げ、平成23年3月末までにブロードバンドゼロ地域の解消と、超高速ブロードバンド（光ファイバー）世帯カバー率を90パーセントとする指標のもと、各種の事業展開を推進し、本町においても、光ファイバーによる全町ブロードバンド化が完了したところです。
- 平成23年7月には、テレビ放送がアナログ放送から地上デジタル放送へと移行されますが、本町においては、移行に伴う新たな難視聴地区が多く存在することになり、国が示す暫定措置期間中（平成27年度まで）に送信側又は受信側において施設整備を行う必要があります。
- 本町には、携帯電話不感地帯が数箇所残されています。これについては、光ファイバー網を有効活用し、携帯電話事業者との協議を積極的に進めていく必要があります。
- 居住可能な土地が広範囲に広がる本町においては、観光客を含めた緊急時の情報伝達のしにくさを検討する必要があります。

## 《目標実現に向けて》

### (1) 電子自治体構築の推進

- 光ファイバー網を有効活用し、町への届出や、公共施設予約システム、防災、福祉施策と連携した多様なシステム構築に向け、検討を進めます。
- 情報セキュリティ対策を徹底し、情報の外部流出防止に努めます。

### (2) 地上デジタル放送受信に関する支援促進

- 地上デジタル放送への移行に伴い、新たな難視聴となる地域について、中継局整備への協力や、共聴施設の整備等を支援するとともに、地デジ難視対策衛星放送（セーフティネット）への対応を推進します。

### (3) 情報伝達システムの構築

- 携帯電話不感地帯について、携帯電話事業者との協議を進め、不感地帯の解消に努めます。
- 行政情報や緊急情報等を配信するシステム構築を図ります。



## 第2節

# 人にやさしいまちづくり

### 1 福祉のまちづくり

#### 《目指すべき方向》

#### =計画目標=

- 地域福祉計画推進のため、地域住民を地域福祉推進の担い手として位置づけ、主体的、積極的な参加を促すとともに、地域における相互扶助意識の醸成を図ります。
- 町社会福祉協議会の組織強化並びに活動の充実を図ります。
- 「ゆめプラザ・那須」のボランティアセンターを拠点に、コーディネーターの主導によるボランティアの育成を図り、地域福祉活動を推進します。

#### =施策の内容=

#### 福祉のまちづくり

(1) 地域福祉計画の推進

(2) 福祉団体の育成

(3) ボランティアの育成

#### 《計画の背景》

- 現在の日本は、急速な少子・高齢社会を迎えており、核家族化の進行、個人の価値観の多様化などにより、本町においても地域の相互扶助機能が弱体化する傾向にあり、社会環境も変化しています。
- 福祉制度は、従来の施設を中心とした措置型福祉から、利用者本位の福祉へと転換が図られているとともに、地域においても障がいの有無や年齢にかかわらず、その人らしい充実した生活が送れるよう、自立を支援する福祉へと移行しています。
- 地域福祉を推進する上で、複雑多様化した課題を抱えて生活している人たちが安心して暮らしていくためには、地域福祉活動への地域住民の参加が重要な要素となっています。
- 「ゆめプラザ・那須」を福祉と保健の活動拠点施設とし、福祉サービスを総合的に提供できる体制を構築する必要があります。
- 災害の多い日本において、近年はボランティア意識が高まっています。緊急時にボランティアをマネジメントするコーディネーターの育成に努める必要があります。

## 《目標実現に向けて》

### (1) 地域福祉計画の推進

- 住民・各種団体・行政が協働して支えあう地域社会づくりを目指し、地域福祉計画を策定します。
- 地域福祉を推進するためには、住民の地域福祉活動への参加が不可欠であり、地域のニーズに即した福祉活動への参加を支援します。
- 安心見守りネットワーク等の構築を推進し、地域福祉の向上を図ります。

### (2) 福祉団体の育成

- 福祉活動を行う各種団体間の連絡調整に努め、活動の指導、支援を行います。
- 地域住民や各種団体、民生委員、児童委員などにより構成された町社会福祉協議会並びに地区社会福祉協議会の育成と組織の強化を図ります。
- 福祉サービスや生活相談を必要とする人々を支える民生委員児童委員協議会・保護司会の活動を支援します。

### (3) ボランティアの育成

- 「ゆめプラザ・那須」内のボランティアセンターを拠点とし、コーディネーターの育成や、県・他市町との連携、多方面で活動を実践しているボランティアとのネットワーク構築に努めます。



## 2 高齢者の自立支援

### 《目指すべき方向》

#### =計画目標=

- 高齢者の引きこもり、寝たきり、認知症等の予防のため、社会奉仕、趣味、学習やスポーツ活動等を通して生きがいと健康づくりを推進します。
- 「ゆめプラザ・那須」に設置されている地域包括支援センターを中心に、介護予防事業や地域支援事業等の充実を図ります。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会を目指し、介護保険サービス基盤の整備や行政支援を推進します。

#### =施策の内容=

### 高齢者の自立支援

(1) 高齢者の生きがいづくり

(2) 高齢者在宅福祉対策の推進

(3) 福祉施設の充実

### 《計画の背景》

- 近年の少子・高齢化社会の進展により、高齢化率が高くなり、本町においても独居世帯や、高齢者のみの世帯が増加しています。
- このような時代背景にあって、老人クラブへの加入者数は伸び悩んでおり、地域ごとに創意工夫した健康と生きがいづくりや、社会参加の推進を図る必要があります。
- 高齢者の増加とともに、要介護認定者も増加傾向にあることから、介護施設等の不足が生じるものと想定されます。
- 居宅サービスや、施設サービスを利用する高齢者が増加している中、介護保険制度の適正かつ円滑な運営に努める必要があります。

### 《目標実現に向けて》

#### (1) 高齢者の生きがいづくり

- 高齢者が寝たきりや、認知症にならず、住み慣れた地域でいつまでも元気で生活できるよう、地区社協及び町内会や自治会を単位として、地域住民等による日常的な相互扶助体制を構築します。
- 「ふれあい工房」を中心として、趣味や学習活動を通して高齢者の「生きがい」づくりを推進します。

- 高齢者の豊富な経験と技能を生かし、生きがいと社会参加を目指した「シルバー人材センター」の活動を支援します。
- 老人クラブの多面的活動を推進するとともに、クラブへの加入促進や活動への支援を行います。
- 地域における高齢者の指導者養成を図るため、シルバー大学への入学を促進します。

## (2) 高齢者在宅福祉対策の推進

- 地域包括支援センターを中心に、高齢者が安心して地域で暮らせる地域支援活動及び介護予防事業を推進します。
- 福祉タクシーや給食サービス等の実施により、高齢者の自立を支援します。
- ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等のサービスを充実し、在宅介護を支援します。

## (3) 福祉施設の充実

- 自宅において介護を受けることが困難な高齢者について、老人ホームや高齢者介護施設利用を推進します。
- 地域密着型サービスの基盤整備として、認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所等の整備を推進します。



## 《数値目標》

〈指標名:高齢者の生きがいづくり〉

区 分	基準年次(平成21年度)	目標年次(平成27年度)
シルバー人材センター会員 (人)	168	230
老人クラブクラブ数	27	30
会 員 数 (人)	1,239	1,500

〈指標名:介護保険事業指標〉

(単位:人)

区 分	基準年次(平成21年度)	目標年次(平成27年度)
人口推計	27,689	28,800
40～64歳人口	10,033	10,200
前期高齢者	3,653	4,240
後期高齢者	3,760	4,460
65歳以上人口合計	7,413	8,700
要介護・要介護者数	1,108	1,490
要支援1	119	140
要支援2	186	205
要介護1	124	185
要介護2	213	270
要介護3	183	345
要介護4	163	190
要介護5	120	155
在宅サービス受給者数	704	780
施設サービス受給者数	157	230
〈内訳〉		
特別養護老人ホーム	114	180
老人保健施設	32	50
療養型医療施設	11	0
通所介護事業所	15ヶ所 248	16ヶ所 273
短期入所施設	2ヶ所 26	3ヶ所 36
特別養護老人ホーム	2ヶ所 104	3ヶ所 154
認知症高齢者グループホーム	1ヶ所 18	2ヶ所 36
小規模多機能型居宅介護事業所	1ヶ所 25	3ヶ所 75



### 3 障がい者の自立支援

#### 《目指すべき方向》

##### ＝計画目標＝

- 障がい者が家族とともに暮らし、地域で一人暮らしができるよう、生活環境の改善や、働く意欲のある障がい者が安心して働けるよう支援するとともに、在宅福祉サービスの充実を図ります。

##### ＝施策の内容＝

#### 障がい者の自立支援

(1) 相談支援体制の充実

(2) 就労支援対策の充実

(3) 在宅福祉対策の充実

#### 《計画の背景》

- 本町における障害者手帳の所持者は年々増加し、特に加齢に伴う高齢者の障がい者が増加しています。また、交通事故、労働災害、疾病等により障がい者となる方も増加しています。
- 平成18年4月から「障害者自立支援法」が施行になり、障がいの種類に関係なく福祉サービスが受けられ、障がい者の就労支援を目的とした事業が明記されました。しかし、サービス利用者負担が、応能負担から応益負担となり、障がい者の負担が大きくなっていることから、国では応益負担を原則とする現行の障害者自立支援法を廃止し、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度をつくるべく検討がなされています。

#### 《目標実現に向けて》

##### (1) 相談支援体制の充実

- 障がい者が地域の中で自分らしく暮らしていける社会（ノーマライゼーション）を目指し、自らサービスを選択、利用し、地域での生活を支援するため、県及び社会福祉法人等関係者の協力のもとに相談支援体制の充実を図ります。
- 生きがいと健康づくりを推進するため、障がい者の受け入れの場を提供し、リハビリ、スポーツ、趣味の活動を通じて自立支援を行います。

## (2) 就労支援対策の充実

- 働く意欲のある障がい者が安心して働けるよう、職業安定所等の関係機関と連携した就労支援を推進します。
- 障がい者に生活指導や職業指導を行い、社会的に自立を図ることを目的とした「りんどう作業所」の充実を図ります。

## (3) 在宅福祉対策の充実

- 身体上のハンディキャップを補う車いす、補聴器等の補装具や日常生活を容易にする生活用具を給付し、生活支援を行います。
- 障がい者に対する家庭での介護、家事等の援助を行うヘルパーの派遣や通所による創作的活動、文化的活動、機能訓練等を行い、自立や生きがいを高めるための支援を行います。

### 《推計数値》

〈障がい者福祉〉

区 分	基準年次(平成21年度)	目標年次(平成27年度)
身体障害者手帳所持者 (人)	1,217	1,300
療育手帳所持者 (人)	222	250
精神保健福祉手帳保持者 (人)	65	100

## 4 子育て環境の向上

### 《目指すべき方向》

#### ＝計画目標＝

- 安心して子どもを生き育てることができるよう、子育て支援事業を展開します。
- 保育園の運営改善や、適正配置等を推進し、地域の子育てを支援する拠点としての機能を強化します。また、小学校就学後保護者が安心して働けるよう、学童保育事業を促進します。
- ひとり親家庭の生活安定を図るための支援・援助を行います。
- 少子化対策の一環として、就学前乳幼児から中学校3年生児童生徒を対象に医療費の助成を行い、子育て環境の充実を図ります。
- 子どもの家庭環境の安定を図るため、児童虐待などの予防対策の啓発や、相談・支援を行います。

#### ＝施策の内容＝

### 子育て環境の向上

(1) 少子化対策の充実

(2) 児童福祉対策の充実

(3) 保育園運営適正配置等の推進

(4) ひとり親家庭対策の充実

(5) 子ども医療費等の助成

### 《計画の背景》

- 子どもはこれからの社会を担う大切な存在です。核家族化が進み、少子化が進行する中で、安心して子どもを生き育てるための環境整備が求められています。
- 児童福祉対策としての経済的支援や、働く親の子育て支援が求められています。また近年、児童虐待が問題となっていますが、虐待を受けている児童の早期発見と相談・受け入れ体制の整備により、予防対策の啓発活動や、児童の安全確保と家庭への支援を充実させていく必要があります。
- 児童福祉施設としての公立保育園運営の中で、0歳児保育や延長保育など、利用者のニーズに対応したサービスが求められています。また、子育て支援の見地から、保育園を地域全体の子育て拠点として位置づけ、地域活動を積極的に推進していくため、運営改善や適正配置を総合的に推進していく必要があります。

○近年、ひとり親家庭が増加する傾向にあります。家庭は、人格形成の場として子どもたちに極めて大きな影響を与えるものであり、母子家庭や父子家庭などの世帯が経済的・社会的・精神的に安定した生活を送ることができるよう支援を充実する必要があります。

## 《目標実現に向けて》

### (1) 少子化対策の充実

- 子育て環境の整備充実に努め、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進します。
- 事業者等への啓発活動を進め、育児休業等の取得を促進し、子育て環境の整備を推進します。

### (2) 児童福祉対策の充実

- 保護者の経済的支援対策として、第3子以降3歳未満児の保育料の無料化を継続して実施します。
- 子育てをしながら働く人々を支援するため、小学校就学児（低学年）を対象にした学童保育（放課後児童クラブ）の利用促進に努めます。
- 児童虐待を含む要保護児童対策については、関係機関と連携した体制づくりと速やかな取り組みを行います。

### (3) 保育園運営適正配置等の推進

- 保育園については、住民の合意形成を図りながら適正配置を推進するとともに、民間委託も視野に入れ、多様化する保育ニーズに対応できるよう乳児保育、障がい児保育及び延長保育の充実を図ります。
- 良好な環境のもとで保育できるよう、保育施設の整備充実に努めます。
- 子育て支援センター事業や一時保育事業の推進を図ります。
- 各保育園に「子育て相談」の窓口を設置します。

### (4) ひとり親家庭対策の充実

- ひとり親家庭医療費の助成の充実に努めます。
- 関係団体や組織の育成強化を図ります。

### (5) 子ども医療費等の助成

- 若年層家庭の経済的負担の軽減による子育て環境の向上を図るため、医療費や予防接種の助成を行います。

## 《数値目標》

〈指標名:児童福祉指標〉

区 分	基準年次(平成21年度)	目標年次(平成27年度)
放課後児童クラブ (箇所)	5	5
保育園における特別保育事業等		
乳児保育 (箇所)	3	4
延長保育 (箇所)	2	7
障がい児保育 (箇所)	10	8
一時保育 (箇所)	0	1
子育て支援センター (箇所)	0	1

〈指標名:ひとり親家庭推計〉

区 分	基準年次(平成21年度)	目標年次(平成27年度)
母子家庭 (世帯)	229	250
父子家庭 (世帯)	29	30



## 第3節 健康づくり

### 1 健康づくりの推進

#### 《目指すべき方向》

＝計画目標＝

- 生涯を通じた健康づくり対策と保健事業の一体的推進を図り、町民自らが健康づくりに取り組むための支援を行います。

＝施策の内容＝

#### 健康づくりの推進

- (1) 健康づくり事業の推進
- (2) 疾病予防対策の推進
- (3) 国民健康保険・高齢者医療対策の充実
- (4) 地域医療及び広域医療の充実

#### 《計画の背景》

- 本町の疾病状況は、生活習慣病の増加に伴って、がん・心疾患・脳血管疾患の三大疾病による死亡が全体の3分の2を占めています。その中でも、脳血管疾患・心疾患の死亡率は、全国・県と比較して高くなっており、これらの疾患に至る肥満・高脂血症・高血圧・糖尿病等の生活習慣病予防対策が重要性を増しています。
- 本町においては、医療機関及び医師数が共に少なく、他市町村の医療機関に依存している現状があります。
- 子どもを安心して産み育てるための対策や、さまざまな疾病に対する早期対応、生活習慣病にならないための一次予防対策の強化を図る必要があります。
- 近年、新型インフルエンザが発生しており、感染症予防について関係機関との緊密な連携が必要となっています。

#### 《目標実現に向けて》

##### (1) 健康づくり事業の推進

- 町民が主体的に健康づくりに取り組めるよう関係機関と連携し、事業の積極的な展開に努めます。
- 一人ひとりが輝き、皆が笑顔で支えあい、安心して暮らせるまちづくりを目指し、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸を目指します。

## (2) 疾病予防対策の推進

### ア 生活習慣病予防対策

- 町民一人ひとりが自分の健康について考えるきっかけとして、検診を有効に活用できるように、地域産業保健等と連携し、受診率の向上を図ります。
- 健康診断結果をもとに、生活習慣病予防に主体的に取り組めるよう、運動・栄養面の指導を含めた各種の保健事業を展開します。また、メタボリックシンドローム予防対策を推進し、脳卒中・心疾患等の予防に努めます。

### イ 母子保健の推進

- 妊婦や家族を対象とした妊娠・出産に関する講義や学級等を開催し、出産に対する家族の協力体制の強化を図り、安心して出産できる環境の確保に努めます。
- 母子健康手帳の交付を受けた妊産婦に対し、疾病の早期発見と治療を促進するため、医療費の助成を行います。
- 訪問、各種乳幼児健診、相談を行い、新生児期から幼児期まで親子の健やかな成長・発達支援の充実を図ります。
- 親子の交流の場を設けるとともに、学校保健事業との連携を図りながら、子どもたちが健やかに成長できる支援を行います。

### ウ 感染症対策の推進

- 新型インフルエンザについて、県や医療機関との緊密な連携のもとに継続した取り組みを行います。
- さまざまな感染症の発症が想定されるため、各種予防接種の指導と啓発活動に努めます。

### エ メンタルヘルス対策の推進

- 近年、本町においてもうつ病や自殺者が増加していることから、関係機関と連携を図り、精神保健福祉に関する「こころの健康相談」事業の推進を図ります。

### オ 歯科保健対策の充実

- 虫歯や歯周病など歯科疾患は、食生活や社会生活等に支障をきたすことから、幼児期からの虫歯予防対策、小学生へのフッ素洗口を実施するとともに、すべての世代に対して、8020（80歳で歯が20本）活動を推進します。

## (3) 国民健康保険・高齢者医療対策の充実

- 地域保険の基盤である国民健康保険制度に基づき、町民の疾病、負傷、出産、死亡などの保険事案に対し、医療給付の実施や疾病予防のための保険事業を行います。また、75歳以上の高齢者には、後期高齢者医療制度に基づく医療費の給付や疾病予防事業を行います。

#### (4) 地域医療及び広域医療の充実

- 町内医療機関との連携・協力により地域医療の充実に努めます。
- 休日及び夜間の急患に対応するため、在宅当番医制度、病院群輪番制及び黒磯那須地区休日急患診療所を利用し、休日及び夜間の医療体制の充実に図ります。また、無医地区への巡回診療を推進するとともに、広域医療に関し、関係市町及び医療機関と緊密な連携・充実に図ります。

#### 《数値目標》

〈指標名:保健予防〉

区 分	基準年次(平成21年度)	目標年次(平成27年度)
出生率 (人口1,000人対)	6.8	6.4
死亡率 (人口1,000人対)	11.3	11.5
保健サービス		
特定健康診査 受診率(%)	28.5	65.0
胃がん健診 受診率(%)	34.9	45.0
子宮がん健診 受診率(%)	29.9	40.0
肺がん健診 受診率(%)	42.3	45.0
乳がん健診 受診率(%)	36.8	45.0
大腸がん健診 受診率(%)	40.4	45.0



## 第4節

# 安全安心なまちづくり

### 1 防災対策の推進

#### 《目指すべき方向》

#### ＝計画目標＝

- 災害発生時における行政と住民を結ぶ情報・通信網の整備や防災施設の充実により、地域防災体制をより一層強化します。
- 防災訓練を通じ、防災意識の確立を図ります。

#### ＝施策の内容＝

#### 防災対策の推進

(1) 防災体制の強化

(2) 避難誘導體制の構築

(3) 消防体制の強化

(4) 救急搬送体制の充実

(5) 危険箇所の整備

#### 《計画の背景》

- 近年の異常気象による集中豪雨や、各地で発生する地震等により、安全・防災対策の意識は非常に高いものとなっており、災害発生時におけるきめ細やかな情報の伝達・避難誘導等の防災対策が緊急かつ重要な課題となっています。
- 本町の北西部に位置する茶臼岳は、1963年の小爆発を最後に静穏な状態が続いていますが、活火山であることから、噴火に対する予知を含めた防災体制の確立が必要とされています。
- 消防については、地域の消防団員が機動性において重要な役割を担っており、人材の確保による持続可能な組織づくりの必要性和、初期消火体制や、消防施設の充実、速やかな情報提供のための基盤の整備が今後の課題となっています。

#### 《目標実現に向けて》

#### (1) 防災体制の強化

- 必要な情報を住民に迅速かつ的確に提供できる情報・通信システムの整備や、地域防災計

画に基づく消防関連機関への通報、各機関への応援、救護要請を速やかに行うための情報通信網を整備します。

○火災等の発生を未然に防止するため広報、啓発活動を積極的に行うとともに、防災訓練を通して地域や企業等に防災指導者を育成します。

(2) 避難誘導體制の構築

○高齢者や子ども・障がい者・独居世帯等に対する避難誘導體制の構築を図ります。

○防災指導者を中心にした災害時の避難誘導體制の充実を図ります。

○災害発生時に住民を安全かつ速やかに避難誘導するための防災訓練を実施します。

(3) 消防体制の強化

○火災発生時の消火活動をより充実させるため、消防車両及び消防施設の計画的な更新を図ります。

○地域における消防水利の確保のため、消火栓や防火水槽を計画的に整備します。

(4) 救急搬送体制の充実

○救急救命講習会等を開催し、応急手当の重要性の普及啓発を図り、救急時における救命率の向上に努めます。

(5) 危険箇所の整備

○活火山である茶臼岳周辺や、山間部における地すべり・土砂流出防止のため、急傾斜地崩壊箇所、土石流危険渓流箇所の定期的な現地踏査を行うとともに、県に対して整備要望を行います。

《数値目標》

〈指標名:消防基盤〉

区 分	基準年次(平成21年度)	目標年次(平成27年度)
消 防 団 員 数 (人)	689	715
消 防 団 車 両 (台)	45	47
緊急伝達システム (台)	親局1 子局 57	親局1 子局 63
防 火 水 槽 (基)	227	239
消 火 栓 (基)	584	596

## 2 交通安全対策の推進

### 《目指すべき方向》

＝計画目標＝

- 市民のモラル、マナーの向上を図るため交通安全教育を推進します。
- 通学路や危険箇所交通安全施設を整備し、安全な道路交通環境の向上に努めます。

＝施策の内容＝

#### 交通安全対策の推進

(1) 交通安全教育の推進

(2) 交通安全施設の整備

### 《計画の背景》

- 本町における交通環境は、生活手段として自動車が不可欠な地域であることや、交通量と比較して国道・県道等の広域幹線道路の未改良区間が多いことが要因のひとつとなった交通事故件数が増加しており、幼児や高齢者が被害者となるケースも少なくありません。
- 交通事故の要因分析によると、スピードの出し過ぎ、わき見運転、急な飛び出しなど安全確認義務違反によるところが依然として多いことから、ドライバー、歩行者の交通マナー、交通ルールなど総合的な交通安全教育の推進と、交通環境整備の充実が必要となっています。

### 《目標実現に向けて》

#### (1) 交通安全教育の推進

- 市民の交通安全に対する意識を高めるため、交通安全教育及び啓発活動を実施します。
- 登校時の安全を確保するため、危険箇所に交通指導員の配置を推進し、交通安全の強化を図ります。
- 幼児や高齢者に対する交通安全教育を推進します。

#### (2) 交通安全施設の整備

- 通学路や危険箇所にカーブミラー、看板、歩車道表示、信号機などを設置し、交通安全施設の整備を推進します。

### 3 犯罪のないまちづくり

#### 《目指すべき方向》

＝計画目標＝

- 安心して暮らせる明るいまちづくりを推進し、防犯対策の充実に努めます。

＝施策の内容＝

#### 犯罪のないまちづくり

#### (1) 生活安全対策の充実

#### 《計画の背景》

- 近年、都市部のみならず地方においても犯罪が増加傾向にあり、本町においても犯罪被害が身近なものとなっていることから、安心安全なまちづくりを推進する必要があります。
- 近年の傾向として、薬物乱用や凶悪犯罪の低年齢化、悪質商法による被害者が増加しており、特に高齢者が犯罪に巻き込まれないような体制づくりが急務となっています。
- 犯罪は未然に防ぐことが大切であることから、情報の提供や、家庭、地域、学校、警察、行政の連携による、地域ぐるみの犯罪防止体制の整備が必要となっています。

#### 《目標実現に向けて》

#### (1) 生活安全対策の充実

- 犯罪のないまちづくりを推進するため、地域、職場、各種関係団体の相互協力を強化し、地域ぐるみの犯罪防犯体制を整備します。
- 「社会を明るくする運動」をはじめとする犯罪予防運動や、防犯に関する普及啓発活動を実施し、自主防犯活動の推進及び青少年の非行防止活動等に努めます。
- 犯罪発生状況を的確に提供できる情報伝達システムの整備や、防犯灯の設置、防犯施設の整備を推進します。

## 4 人にやさしい社会の実現

### 《目指すべき方向》

#### ＝計画目標＝

- すべての町民や本町を訪れる人々が、安心・安全で快適な日常生活を過ごすことができるよう、公共施設の整備や、道路整備においてユニバーサルデザインを基調とした設計を行います。

#### ＝施策の内容＝

### 人にやさしい社会の実現

#### (1) ユニバーサルデザインの普及啓発

### 《計画の背景》

- 本町は、広範囲な居住可能地に住居が点在していることと、高齢者の増加が顕著となっており、公共交通網が行き届かない地域も多く、移動手段は自動車が多くなっています。一方で、道路や公共施設、公共交通機関に関する施設においては、未整備区間や老朽化した施設も多く、更新時期にあるものが多くなっています。

### 《目標実現に向けて》

#### (1) ユニバーサルデザインの普及啓発

- 子どもから高齢者まですべての人が安心・安全で快適なまちを望んでいます。その基礎としての道路・公園・公共施設等を安全で利用しやすいものにする必要があることから、ユニバーサルデザインを考慮した整備を推進します。
- 町内の関係機関等に対して、ユニバーサルデザインの普及啓発を行います。

